

## 株式累積投資のインサイダー取引規制について

上場会社等の会社関係者等に該当するお客様は、株式累積投資の対象銘柄の「未公表のインサイダー情報を知っているとき」には以下の取引がインサイダー取引の規制の対象になります。

- ・新規契約を締結して当該銘柄を買付ける場合
- ・払込金額、買付銘柄、買付時期を変更し、当該銘柄を買付ける場合
- ・持ち分を売却する場合

また、定時定額の買付けであっても、同一銘柄で一ヶ月の払込金額が200万円以上である場合(複数の証券会社でご契約している場合も含む) はインサイダー取引規制の適用除外とならず、規制の対象となります。